

秦野市水道事業給水条例及び秦野市下水道条例の一部を改正する
ことについて

秦野市水道事業給水条例及び秦野市下水道条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年9月3日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、市長が次に掲げる事項を行う必要があると認めるときは、その実施を可能とするよう改正するとともに、秦野市水道事業給水条例の引用条項の修正を行うものであります。

- (1) 他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者に給水装置工事を施行させること。
- (2) 他の市町村長が指定した指定工事店に排水設備工事を施行させること。

秦野市水道事業給水条例及び秦野市下水道条例の一部を改正する
条例

(秦野市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 秦野市水道事業給水条例(昭和39年秦野市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長が同項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

第11条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「(前項ただし書に規定する他の市町村長が指定をした者を含む。)」を加える。

第31条各号列記以外の部分中「第28条前段」を「第28条」に改める。

(秦野市下水道条例の一部改正)

第2条 秦野市下水道条例(昭和55年秦野市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号 秦野市水道事業給水条例及び秦野市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>秦野市水道事業給水条例の一部改正</p>	
<p>(工事の施行)</p> <p>第11条 給水装置工事は、工事をしようとする者からの申込みにより本市又は市長が法第16条の2第1項に規定する指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長が同項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 指定給水装置工事事業者<u>（前項ただし書に規定する他の市町村長が指定をした者を含む。）</u>が工事を施行する場合は、工事着手前に市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完成後に市長の検査を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(料金算定の特例)</p> <p>第31条 メーター検針の定例日から次の検針定例日までの期間の中途において給水装置の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金は、<u>第28条</u>の使用期間に係るみなし規定にかかわらず、次の各号のいずれかに定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第11条 給水装置工事は、工事をしようとする者からの申込みにより本市又は市長が法第16条の2第1項に規定する指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、工事着手前に市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完成後に市長の検査を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(料金算定の特例)</p> <p>第31条 メーター検針の定例日から次の検針定例日までの期間の中途において給水装置の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金は、<u>第28条前段</u>の使用期間に係るみなし規定にかかわらず、次の各号のいずれかに定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

秦野市下水道条例の一部改正

(指定工事店の承認等)

第5条 排水設備の新設等の設計及び工事は、本市又は市長が次項の規定により指定する業者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

2-6 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(指定工事店の承認等)

第5条 排水設備の新設等の設計及び工事は、本市又は市長が次項の規定により指定する業者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。

2-6 (略)

秦野市水道事業給水条例及び秦野市下水道条例の一部を改正することについて

1 条例改正の背景・経過

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、個人が管理する給水装置及び排水設備の復旧が遅れ、水が使用できない状況が長期化しました。これは、給水装置工事及び排水設備工事を担う被災自治体の長が指定する指定給水装置工事事業者及び指定工事店が被災したことに加え、様々な工事の需要が集中したことにより、給水装置工事及び排水設備工事に係る事業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされました。

このことから、災害等の場合においては、市町村長が他の市町村長が指定をした事業者にも工事を施行させる必要があると認めるときは、その施行が可能となるよう、条例等に規定を設けることについて、国土交通省からの通知により技術的助言がありました。

今後、本市において、発生の切迫性が指摘され、大きな被害が懸念されている都心南部直下地震、神奈川県西部地震への災害応急対策を推進するためにも、災害その他非常の場合にあって、本市の指定給水装置工事事業者及び指定工事店の確保が困難となると判断されるときは、早期復旧と工事の適正な実施を図ることができるよう、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事及び指定工事店による排水設備工事を施行させるため、秦野市水道事業給水条例及び秦野市下水道条例の一部を改正するものです。

また併せて、秦野市水道事業給水条例の引用条項の修正を行うものです。

2 改正内容

(1) 秦野市水道事業給水条例の一部改正について

ア 災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、市長が他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、その実施を可能とすること。

(第 1 1 条第 1 項関係)

イ 他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施

行した場合も、市長の検査等の対象とすること。（第 1 1 条第 2 項関係）
ウ 本条例で引用する条項を改めること。（第 3 1 条関係）

(2) 秦野市下水道条例の一部改正について

災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、市長が他の市町村長が指定した指定工事店に排水設備工事を施行させる必要があると認めるときは、その実施を可能とすること。（第 5 条第 1 項関係）

（注：排水設備の施行に係る確認申請及び完成検査については、排水設備の新設等を行う者とするを秦野市下水道条例第 4 条及び第 6 条に規定しています。）

3 施行期日

公布の日